

# 公益社団法人岩手県トラック協会の

## 入会及び退会に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人岩手県トラック協会（以下「本協会」という。）定款第7条及び第9条の規定に基づき、本協会の会員の入会及び退会等に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

### (会員の種別)

第2条 定款第6条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する法人・個人又は団体とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の事業に賛同して入会した法人又は個人
- (2) 特別会員 本協会の事業に賛同して入会した、正会員が主な構成員となって組織する貨物自動車運送事業に関連する事業を行う協同組合及びトラックターミナル事業者等

### (入会)

第3条 本協会の正会員になろうとするものは、入会申込書（第1号様式）と併せ、次の各号に定める書類等を提出し申し込まなければならない。

- (1) 営業許可証（写）
- (2) 入会金及び1ヶ月分の会費

2 特別会員については、あらかじめ本人の意向を確認の上、理事会において決定し、本人に通知するものとする。

### (入会金及び会費)

第4条 入会及び会費の金額及び納期に関する扱いについては、総会の決議により定める「入会金及び会費等に関する規程」によるものとする。

2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、会員の意向を十分尊重し、慎重に取扱わなければならない。

### (会員名簿)

第5条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

### (退会)

第6条 会員は、退会届（第2号様式）を提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第11条の規定により、任意退会以外の事由で会員の資格を喪失した者についても、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第7条 過去にこの法人の会員であった者で再入会を希望する場合には、第3条の規定を準用する。

- 2 退会時及び資格喪失時に未納の会費等がある場合には、当該未納会費等を納入しない限り、再入会は認めないものとする。
- 3 定款第10条の規程により会員資格を喪失した者は、会員の資格を喪失した日から1年間は本協会の会員となることができない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会の承認を経て別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人岩手県トラック協会の設立の登記の日から施行する。